

10. 写真管理基準

写 真 管 理 基 準

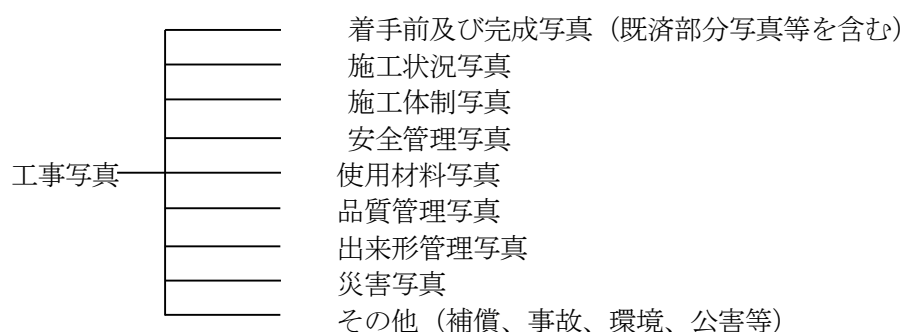
1. 適用範囲

この写真管理基準は、徳島県農林土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、この写真管理基準に特に定めのない事項については、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】の規定によるものとし、この写真管理基準と徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】に差異がある場合は、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】を優先する。

2. 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



3. 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は次の要領で行うものとする。

（1）撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙「撮影箇所一覧表」に示すものとする。

ただし、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

また、「撮影箇所一覧表」に示す撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合や、記載のない場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。

（2）撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合や撮影箇所がわかりにくい場合には、付加情報として、見取り図等の参考図を作成し、電子納品時に「PHOTO」フォルダ直下の参考図DRAフォルダに格納するものとする。

なお、施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理を行う場合は、上記④～⑥を省略しても良い。

（3）情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4. 写真の省略

工事写真は次の場合は省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真とし、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略する。

5. 写真の種別

写真はカラー写真とする。

6. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができ

る。
対象工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

7. 工事写真の提出

工事写真は電子納品するものとする。ただし、着手前及び完成写真に限り、電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真として、電子媒体（正・副）2部と紙媒体（4切版のフリーアルバム又はA4版）1部（着手前及び完成写真に限る）を工事完成時に提出する。
なお、電子媒体は、CD-Rを原則とするが、CD-Rの電子納品成果物が複数枚にわたる場合は、DVD-R等の使用も認める。
- (2) 写真ファイルの記録形式は、JPEGとし、参考図ファイルの記録形式は、JPEGもしくはTIFFとする。
ただし、参考図ファイルの記録形式については、監督員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。
また、紙媒体で納品する写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

8. 工事写真の整理方法

工事写真は、「徳島県電子納品運用ガイドライン」に基づき整理し提出するものとする。

9. 留意事項等

写真の撮影、整理等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 監督員の承諾を得た場合は、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 写真の回転やトリミング等の編集は原則禁止とする。ただし、パノラマのための合成等の編集が必要な場合は監督員の承諾を得て行うものとする。
- (4) 電子媒体による写真を印刷する際に使用するプリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。原則、レーザービームによる乾式現像方式による。
- (5) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

撮影箇所一覧表

整理番号	区分	分類	撮影項目	時期	撮影頻度	摘要
1	完成	完成	全景又は起終点	完成	施工完了後 1 回	
2	着手前	着手前	全景又は起終点	着手前	着手前 1 回	
3	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月 1 回	履行報告書に添付
			施工中の写真	施工中	細別毎に 1 回	
			施工機械の状況	施工中	機種毎に 1 回	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況	実施中	実施毎に 1 回	創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況に添付
		指定仮設	使用材料 仮設状況 形状寸法	施工前、 施工中、 施工後	細別毎に 1 回	
		図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	協議時提出
4	施工体制	施工体制	施工体制台帳の現場備え付け	設置後	施工中 1 回	下請のある工事
			施工体系図及び下請人への通知文の現場掲示	掲示後	施工中 1 回	同上
			建設業許可標及び建退共シールの現場掲示	掲示後	施工中 1 回	
			労災関係の規定の現場掲示	掲示後	施工中 1 回	
			標準断面図板の現場掲示	掲示後	施工中 1 回	
5	安全管理	安全管理	各標識類の設置状況	設置後	各種類毎に 1 回	
			各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に 1 回	
			交通整理状況	作業中	各 1 回	
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に 1 回	安全訓練等実施報告書に添付
6	品質管理	必須及びその他項目	各試験項目	試験実施中	各工種、材質、配合、試験毎に 1 回	公的機関で作成された品質証明書を保管整備できる項目は省略可。
7	出来形管理	完成後、不可視部分の各工種	形状寸法(位置、幅、厚さ、長さ、高さ、深さ、間隔、偏心量等)、設置状況、数量	施工後(埋め戻し前等)	全数	監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真として、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略可。
		完成後、可視部分の各工種	起点、中間点、終点の最低 3 箇所の形状寸法(位置幅、厚さ、長さ、高さ、深さ、間隔、偏心量等)、設置状況、数量	施工後	細別毎に 1 回	監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真として、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略可。
8	災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災中、被災後	その都度	
9	補償関係	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、発生時、発生後	その都度	
10	事故状況	事故状況	事故状況及び規模等	事故時、事故後	その都度	事故報告時提出
11	環境対策	イメージアップ対策	各施設設置状況	設置後	細別毎に 1 回	
		廃棄物対策等	建設発生土搬入・搬出状況、建設廃棄物処理状況	施工中	細別毎に 1 回	
12	その他	工事看板	工事看板	設置後	施工中 1 回	
		竣工標柱又は標板	竣工標柱又は標板	設置後	施工後 1 回	